

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第4回沖縄振興開発金融公庫債券	券 面 総 額	金 10,000 百万円
記名・無記名の別	無記名式	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額	1000万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成16年10月6日
発行価格	額面100円につき金100円	申 込 証 拠 金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年 1.66%	払 込 期 日	平成16年10月26日
利 払 日	毎年3月20日及び9月20日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成26年9月22日	登 録 機 関	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成17年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各20日にその日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成26年3月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成17年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成26年9月22日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当事項なし(本債券は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。)	
	その他の条項	該当事項なし	
取 得 格 付	取得の格付: AA+ 格付機関: 株式会社格付投資情報センター 取得月日: 平成16年10月6日		

<p>摘 要</p>	<p>1. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに当公庫及び募集の受託会社との間の平成 16 年 10 月 6 日付第 4 回沖繩振興開発金融公庫債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約 当公庫は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当公庫が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当公庫が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 50 億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当公庫が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当公庫の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当公庫又は当公庫が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当公庫が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 7 項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>4. 債券の喪失 (1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当公庫に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、当公庫は、代り債券をその者に交付することができる。 (2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。 (3) 本債券の債券を毀損又は汚損した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用 当公庫は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱 (1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。 (2) 前号の利札所持人は、本欄第 12 項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法 (1) 当公庫は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	--

8. 債券原簿の公示

当公庫は、当公庫本店に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 本債券の債権者集会

(1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。

(2) 債権者集会は、東京都において行う。

(3) 債権者集会は、当公庫又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。債権者集会の招集は、当公庫及び募集の受託会社にこれを通知する。

(4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券(又は登録内容証明書)並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。

(5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券(又は登録内容証明書)につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券(又は登録内容証明書)を募集の受託会社に提出しなければならない。

(6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。

①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき

②決議が不当の方法によって成立したとき

③決議が著しく不公正なとき

④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

(7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当公庫は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。

(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。

(9) 本項(4)乃至(6)の規定は、当公庫の所有する本債券については、これを除外する。

(10) 本項の手續に要する合理的な費用は当公庫の負担とする。

10. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

(1) 当公庫は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。

(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当公庫の内部規制その他の定め反しない範囲において、当公庫に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託」に記載の引受並びに募集の取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

12. 元利金支払場所

株式会社みずほコーポレート銀行本店及び大阪営業部

三菱証券株式会社本店

みずほ証券株式会社本店

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

大和証券エスエムビーシー株式会社本店

日興シティグループ証券株式会社本店

野村証券株式会社本店

UFJつばさ証券株式会社本店

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	百万円 4,500	1. 引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、額面100円につき金30.0銭とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	東京都港区六本木六丁目10番1号	200	
	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	200	
	日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	200	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200	
	UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	200	
	計		10,000	
	募集の受託会社の名称	住 所	委託の条件	
債券発行事務の委託	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本債券の募集の受託手数料については、額面100円につき、金1.2銭を支払うこととする。	

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000 百万円	36 百万円	9,964 百万円

(2) 手取金の使途

沖縄振興開発金融公庫法第19条に定める業務の原資に充当されます。